

(仮称) 流山市保育の必要性の認定に関する条例 (案)

(趣旨)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号以下「法」という。)第 19 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、流山市保育の必要性の認定に関する基準を定めるものである。

(保育を必要とする事由)

第 2 条 保育を必要とする事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 1 月において、48 時間から 64 時間までの範囲内で月を単位に市長が規則で定める時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
- (7) 次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

ロ 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 15 条の 6 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成 23 年法律第 47 号)第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

- (8) 次のいずれかに該当すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 2 条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれ

があると認められること。

ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 1 条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(イに該当する場合を除く。)

- (9) 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

- (10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市が認める事由に該当すること。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、保育の必要性の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、法の施行の日から施行する。

(就労時間に係る要件に関する特例)

第 2 条 施行日から起算して 10 年を経過するまでの間は、第 1 号の規定の適用については、同号中「48 時間から 64 時間までの範囲内で月を単位に市」とあるのは、「市」とする。